議案第66号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

新小岩西自転車置場を新小岩西自転車駐車場とするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例(昭和57年葛飾区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号及び第13条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項中「ル 立石一丁目22番6号

" 立石七丁目1番15号」を

- 「〃 立石一丁目22番6号
 - ッ 立石七丁目1番15号
- " 立石七丁目3番16号」に改め、同部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項中「" 立石四丁目23番17号」を「" 立石四丁目18番8号」に改め、同部に次のように加える。

IJ	新小岩西自転車駐車場	11	新小岩一丁目5番6号先
11	環七青砥橋下自転車駐車場	11	青戸二丁目12番15号

別表(2)の部中

葛飾区新小岩西自転車置場		東京都葛飾区新小岩一丁目5番6号先		
"	環七青砥橋下自転車置場	11	青戸二丁目12番15号	
]]	東立石自転車置場	11	東立石三丁目25番12号先	

」を

葛飾区東立石自転車置場	東京都葛飾区東立石三丁目25番12号先	1 17 34 4

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。